（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十六人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十七人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）

第百九十二条　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官三十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十六人以内及び金融証券検査官五百六十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十一人以内及び調査官三百七十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十七人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十八人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）

第百九十二条　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官三十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十六人以内及び金融証券検査官五百六十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十一人以内及び調査官三百七十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十一人以内及び国有財産管理官二百九十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十四人以内を置く。

［２・３　略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官十二人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百四十人以内及び監視官四百二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十一人以内及び国有財産管理官三百九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官十人以内を置く。

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百四十人以内及び監視官四百八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館